

一般社団法人 日本動力協会 役員等報酬規程

平成 28 年 6 月 21 日 一部改定

(目的及び意義)

第 1 条 本規程は、一般社団法人 日本動力協会（以下「本会」という。）の定款第 5 章第 26 条の規定に基づき、役員等の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に照らし、妥当性の確保を図ることとする。

(定義等)

第 2 条 当規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、定款第 9 章第 42 条に定める顧問及び参与とあわせて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、社員総会で選任された役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受け取る財産上の利益および退職慰労金であり、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第 3 条 本会は、非常勤会長、常勤役員及び参与の職務執行の対価として報酬を支給することができる。顧問は、無報酬とする。

- 2 非常勤会長、常勤役員及び参与の報酬は月額とすることとし、別表第 1 の「非常勤会長及び常勤役員等の報酬額」に基づき、報酬を支給する。
- 3 常勤役員には、毎年 6 月及び 12 月に、役員賞与を支給することができる。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、別表第 2 の「常勤役員退職慰労金の算定基準」により、退職慰労金を支給することができる。
- 5 非常勤会長には、役員賞与及び退職慰労金は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第 4 条 本会の常勤役員の報酬額（賞与を含む）は会長が理事会の承認を経て、別表第 1 に定める額の範囲内で決定する。また、非常勤会長及び参与の報酬額は会長が、別表第 1 に定める範囲内で決定する。

(報酬の支給)

第 5 条 報酬の支給日、支給方法ならびに報酬により控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする賃金規則に準ずる。

(報酬の日割り計算)

第 6 条 月の途中で常勤役員に就任したとき、または月の途中で常勤役員を退任したとき、あるいは死亡したときの報酬は、日割り計算で行うものとする。

(費用)

第 7 条 本会は、役員等がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。出張については、出張旅費規則に準じて支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は賃金規則に準じる。

(改正)

第 8 条 本規程の改定は、総会の承認による。

附 則 この規程は、一般社団法人日本動力協会の設立の登記の日から施行する。

別表第 1 非常勤会長及び常勤役員等の報酬額

区 分	報酬額
非常勤会長	20 万円以下 (月額)
専務理事	1,200~1,500 万円 (年額)
参与	10 万円以下 (月額)

別表第 2 常勤役員退職慰労金の算出基準

(算出数式)	$\text{在任期間最終報酬月額} \times \text{在職年数} \times \text{係数 (2.0)}$ <p>※1 年未満の在職年数分は、月割 (退任月を含む月数) とする。</p>
--------	---